

～奄美群島で事業を展開される事業者の皆様へ～

設備投資後の運営を支援する国税・地方税の 税制特例を御存じですか？

税制特例とは、製造業等を営む事業者が、奄美群島の市町村内※¹で、その事業に使用する機械や建物を取得等※²し、供用した場合に、5年間の割増償却(国税(所得税・法人税)の繰延べ)ができるほか、市町村で地方税(事業税、不動産取得税及び固定資産税)の優遇措置を受けることが可能となる制度です。

※¹ 奄美群島市町村が産業振興促進計画を策定している場合、その計画の対象地域において、対象の事業を行う場合に割増償却制度を利用することができます。

(現在、奄美群島すべての市町村において産業振興促進計画を策定しています。)

※² 「取得等」とは、取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属施設にあっては改修(増築、改築、修繕又は模様替)のための工事による取得又は建設を含みます。

国税(所得税、法人税)の優遇措置

①対象業種

製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等

②対象設備

機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等

③優遇措置の内容

取得価額の一定割合に相当する額を、当該事業年度より5年間、割増して減価償却できます。



事業者の規模 (資本金又は出資金の額)		5,000万円以下	5,000万円超 1億円以下	1億円超
対象の設備投資		機械・装置、建物・附属設備、構築物に係る取得等	機械・装置、建物・附属設備、構築物に係る新增設による取得等	
取得 価 額	製造業・ 旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
	農林水産物等販売業・ 情報サービス業等	500万円以上		
償却限度額		機械・装置: 普通償却限度額の32% 建物・附属設備、構築物: 普通償却限度額の48%		

地方税(事業税、不動産取得税、固定資産税)の優遇措置

事業者が奄美群島において対象の設備を新設又は増設した場合、県又は市町村で事業税、不動産取得税、固定資産税の課税免除の優遇措置を受けることが可能となります。

詳しくは、裏面の県・市町村の担当窓口にお問い合わせください。

奄美群島での事業展開を税制の優遇措置により支援します！

① ホテルを改修したい！



観光客も増えてきたし、
ホテルの修繕と模様替えを
したい！



② でも...

景気も良くな
いし模様替え
は諦めようか
なあ～



模様替えまでする
と手元に残る現金
が減るから心もと
ないなあ～

何か、いい制度は
ないかなあ

③ 税制特例を適用すると...



税法上、通常の減価償却に上乗せして、割増償却をすることができます。

割増償却費は費用として経理処理できるため、課税所得を低く抑えることができ、結果として、その年度の法人税(所得税)の負担を軽減することができます。

※ 割増償却は減価償却の前倒しであり、耐用年数全体での減価償却額の総額は同じとなります。

④ よかった♪



税制特例を適用したことで、ホテルの模様替えにも踏み切ることができた。

綺麗になったホテルをPRして、収入の増加を図るぞ！

詳しくは以下の窓口にお問い合わせ下さい。

割増償却(国税)に関すること

- 奄美市役所総務部企画調整課
電話：0997-52-1111
- 大和村役場住民税務課
電話：0997-57-2127
- 宇検村役場総務企画課
電話：0997-67-2211
- 瀬戸内町役場企画課
電話：0997-72-1112
- 龍郷町役場企画観光課
電話：0997-69-4512
- 喜界町役場企画観光課
電話：0997-65-3683
- 徳之島町役場企画課
電話：0997-82-1111
- 天城町役場企画課
電話：0997-85-3111
- 伊仙町役場未来創生課
電話：0997-86-3111
- 和泊町役場企画課
電話：0997-84-3512
- 知名町役場企画振興課
電話：0997-84-3162
- 与論町役場総務企画課
電話：0997-97-3111

法人事業税・不動産取得税等に関すること

- 鹿児島県大島支庁県税課
電話：0997-57-7229

固定資産税に関すること

- 奄美市役所市民部税務課
電話：0997-52-1111
- 大和村役場住民税務課
電話：0997-57-2127
- 宇検村役場住民税務課
電話：0997-67-2211
- 瀬戸内町役場税務課
電話：0997-72-1117
- 龍郷町役場町民税務課
電話：0997-69-4513
- 喜界町役場税務課
電話：0997-65-3686
- 徳之島町役場税務課
電話：0997-82-1111
- 天城町役場税務課
電話：0997-85-3111
- 伊仙町役場くらし支援課
電話：0997-86-3111
- 和泊町役場税務課
電話：0997-84-3514
- 知名町役場税務課
電話：0997-84-3154
- 与論町役場税務課
電話：0997-97-3111